

(乙)

所有者 Owners				
その他 Others				
検認欄／Verification of this certificate				
	検認を行った年月日 Date of verification	船舶国籍証書検認申請期間／Date of application		管海官庁印 Seal
		法定期間満了日翌日から	船舶国籍証書検認期限 Date of next verification	
1	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
2	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
3	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
4	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
5	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
6	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
7	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
8	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	

注 意／船舶国籍証書検認期限又は船舶法第5条ノ2第3項の規定により延期された期日までに、この船舶国籍証書の検認を受けない場合には、船舶法第5条ノ2第4項の規定により、この船舶国籍証書は効力を失うとともに、船籍港を管轄する管海官庁の職権により抹消登録を行う。

Caution/This certificate shall lose its validity, and the maritime authority shall make the entry of deletion in the registry, in accordance with Paragraph 4 of Article 5-2 of the Ships Law, in cases where this certificate is not verified by the date of next verification or by the date postponed in accordance with Paragraph 3 of Article 5-2 of the Ships Law.

- 備考
- 1 船舶国籍証書の検認の申請は、法定期間満了日翌日以降に行うことを原則とする。
 - 2 「法定期間満了日翌日」とは、船舶法第5条ノ2第2項の期間の満了した日の翌日をいう。
 - 3 「船舶国籍証書検認期限」とは、船舶法施行細則第30条ノ2の規定により指定した次回に船舶国籍証書の検認を受けなければならない期日をいう。
 - 4 (丙)船舶国籍証書付属書I(船舶国籍証書検認期限指定書)の交付は、この証書の検認欄に検認を行った年月日及び船舶国籍証書検認期限を記載したものとみなす。

(日本産業規格A列4番)